

【法人キャッシュカード規定】

1. 〈カードの利用〉

当組合の普通預金について発行した法人キャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、それぞれの当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ①当組合の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金に預入れをする場合。
- ②当組合の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。（法人キャッシュカードは提携先でのご利用はできません）
- ③その他当組合所定の取引をする場合。

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1)預金機を使用して預金に預入れる場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、預金を投入して操作してください。
- (2)預金機による預入れは、預金機の機種により当組合が定めた種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当組合が定めた枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該預金口座についてカード作成の申込みがあったときは、「現金自動預金機専用通帳」の申込みもあったものとし、同通帳を自動発行しますので、「ご利用明細」を綴り込んで保管してください。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1)支払機を使用して預金を払戻すときは、支払機の画面表示等の操作手順に従って支払機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2)支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合が定めた金額の範囲内とします。
- (3)支払機を使用して預金の払出しをする場合、払戻金額と後記4の自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは払戻すことはできません。

4. (自動機利用手数料)

- (1)当組合の支払機を使用して預金を払戻す場合には、当組合所定の支払機に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2)前記(1)の自動機利用手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引き落とします。

5. (預金機・支払機故障時の取扱い)

(1)停電、故障時により当組合の預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。

(2)停電、故障時により当組合の支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。

(3)前期(2)による払戻しを受ける場合には、当組合所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。

6. (カードによる預入れ払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、および自動機利用手数料金額の通帳記入は、通帳を当組合の預金機・支払機で使用されたときまたは当組合本支店の窓口へ提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

7. (カードの紛失、届出事項の変更等)

(1)カードを紛失した場合には直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2)前項の届出の前に、カードを失った旨本人から電話による通知があった場合も、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。

(3)氏名暗証、その他届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. (カードの再発行等)

(1)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2)カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

9. (カード・暗証番号等)

(1)当組合は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。

(2)カードは他人に使用されないように保管してください。暗証は生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用さ

れたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(3)カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

10. (預金機・支払機への誤入力等)

預金機・支払機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。

11. (解約等)

(1)預金口座を解約する場合またはカードを取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当組合普通預金規定により預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2)カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしただちにカードを当店に返却してください。

12. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

13. (規定の適用)

この規定に定めない事項については、当組合預金取引共通規定、キャッシュカード規定により取扱います。

以上